

Title	〔労働法六二〕 団体交渉権の仮処分における被保全権利性(名古屋地裁昭和四三年七月二日決定)
Sub Title	
Author	阿久沢, 亀夫(Akusawa, Kameo) 社会法研究会(Shakaihō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1969
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.42, No.9 (1969. 9) ,p.113- 117
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究 表紙タイトル : 東海学園教職員組合事件
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19690915-0113

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔労働法 六二〕 団体交渉権の仮処分における被保全権利性

（東海学園教職員組合事件
名古屋地裁昭和四二年（三）二二三二号
昭和四三年七月二日決定
労民集一九卷四号八一頁以下）

【事実】 東海学園（以下単に学園という）は、中学、高校、短期大学などを経営する学校法人であり、理事、各校長などはじめとする管理職は、その大部分が宗門関係者によつて独占されている。申請人組合（以下単に組合という）は、学園の女子短大を除く各校に勤務する教職員総数約一六〇名中一二五名を組合員とする被申請人学園における唯一の労働組合であり、なお愛知県私立学校教職員組合連合会（以下私教連という）に団体加盟している。右の労使間には、昭和二一年労働組合結成以来同四一年一月まで、二〇年間の長い間、団体交渉が学園内において行なわれておりその間なんらのトラブルがなかつた。

ところが学園は、一月以降突如として学園内団交は教育上好ましくないと称して、団交の場所を一方的に貿易会館あるいは三和銀行支店または東海銀行支店と指定してきたり、そのうえ団体交渉の日時をP・T・Aの会合日、修学旅行の日などに指定してきて、組合代表が出席できない日時を通告してきたりなどしていた。そこで昭和四二年三月、労働組合と学園との間で団体交渉正常化に関する予備交渉が行なわれその結果「(1)学園理事会は、長期にわたつて団交

が行なわれない現状を異状とみとめる。(2)組合学園双方から代表各一名を出し、両者の話し合いによつて団交条件を決定する。(3)組合学園とも、代表の決定した条件に従つて団交を行う」という協定を締結した。

ところが学園は、右の協定にもかかわらず組合側の再三にわたる交渉要求を無視して一方的に団交の日時・場所を指定してきた。組合は懸案のベースアップ要求その他緊急に解決しなければならぬ問題をかかえていたためやむをえず学園の指定をのんで昭和四二年五月二日東海銀行代官町支店における団交に応じたが、この団交において妥結することができず、次回を五月二〇日に行なうとの約束のもとに当日わかれたが、約束した当日に学園側は、学園の都合のもとに右約束を破棄し、その後数回にわたる組合からの団交申込みを拒否し、その拒否の解答をすることなく経過している。組合は、そこで「使用者は正当な理由のない限り、労働者の団体交渉の申し入を拒否することはできず、これを拒否すれば……労働組合に対する権利侵害となる。」こと、「労働組合として本来随時団体交渉を行なう必要がある上、学園が団交を経ることなく、昨年を平均三

○、○○〇円下まわる回答を出してきている夏期手当等緊急の案件を早期に解決しなければならぬ現在、本案判決の確定をまつては、組合ならびに組合員は、回復しがたい損害を蒙ること明らかである」として団交応諾仮処分申請におよんだ。

【判旨】 判旨は、団体交渉請求権は、仮処分命令の被保全権利となりうるかどうかを判断し、結論として団体交渉応諾を求める仮処分申請を却下している。

「申請人は、本件申請において使用者たる被申請人に対し申請人と団体交渉に応ずべき旨の仮処分を求めるところ、現行実定法上使用者に対し直ちにかかる内容の仮処分を命ずべき根拠は見出しがた。なるほど、憲法第二八条は勤労者の団体交渉権を保障する旨規定するが、これは、国が勤労者の使用者に対する団体交渉の実を十全ならしめるため国政上積極的にその措置を講ずべき義務を負うこと、即ち、右国の責務に対応する勤労者の権利をいわゆる社会経済的基本権として保障する趣旨を示したものである。したがつて、右憲法二八条によつて直接労使間に具体的な権利義務が設定されるわけではない。また、労働組合法七条は、右憲法が勤労者に社会経済的基本権を保障した趣旨にかんがみ、使用者による団体交渉の拒否を不当労働行為とし、これに対し同法第二七条は一定の手続の下に労働委員会が救済命令を発し、また同法二八条および三二条は一定の要件の下に団体交渉を拒否した使用者に刑罰その他の制裁を科しうるものとしている。しかしながら、右は憲法第二八条が勤労者に保障した社会経済的基本権たる団体交渉権を実効ならしめるため国が、

右の範囲で使用者に国法上一定の義務を課したというにとどまり、これによつて、使用者に勤労者に対する関係で団体交渉に応ずべき具体的な義務を課す趣旨ではない。そうすると、勤労者のいわゆる団体交渉権が事の性質上常にその内容において相手方である使用者を予想する権利であるとしても、使用者は国法遵守の義務をつくす意味において勤労者の団体交渉の要求に応ずるに過ぎないのであるから、勤労者が使用者に対しこのことを請求する具体的な権利を得する根拠は存しないことになる。もつとも、使用者の団交応諾義務を単に国法遵守の義務としないで、勤労者に対する具体的な私法上の義務とする、……見解もないではないが、右の見解は前判示の社会経済的基本権の本質ないし労働組合法上の諸制の趣旨と理解せず、現実の必要性を強調するに急で十分な根拠を示さないもの、あるいは、国法遵守の義務がその懈怠によつて使用者勤労者間に具体的な権利義務を発生させるとする根拠について十分その法理をつくさない……」としている。そして「本件申請は、実定法上その被保全権利を肯認する根拠がないにもかかわらずなされたもので、被申請人に対し単に国法を遵守すべき旨の仮処分を求めるに過ぎない」とし、被保全権利を否定し、申請人の申立を退けている。

【研究】 判旨および結論に反対である。

一 本件は、団体交渉の本質あるいはその権利構造に関する問題であり、たとい仮処分決定についての判例であるとしても十分注目すべきものである。そもそも団体交渉は、労働組合運動にとつて欠くことのできないものであり、労組法を中心とする各労働法および

労働慣行が、その核心に団体交渉を置きながら集团的労使関係の秩序形成を意図しているわが国の事情を十分に念頭におかなければならず、わが国の労働法がいかなる労働組合主義をとることを法的に労働組合運動に要請しているかは、団体交渉をいかに重視しているかによつておのずから方向づけなり性格づけなりがなされるのであるが、この基本的法の態度を見逃し、団体交渉の権利性を理論づけることはきわめて危険である。

団体交渉権は、権利として団結権、争議権とともに三位一体をなし保障されているが、この団体交渉権をいかに理解するかについては、かなり考え方が分かれている。アメリカ型の団体交渉概念の規定は、かならずしも団体交渉を権利として観念せず、団体交渉応諾義務を使用者に課するのみで、団体交渉を全国労働局(N・L・R・B)の救済を背景とした一つの事実行為の発展形態として把握しようとするものである。すなわち団体交渉は、相異なる労使関係の争点を労使が表明する過程が本体であり、自発的に互いの意見の容認が協定の締結かによつて終結するものと理解されている (Stultz & Coleman, *Labor Problems*, 1957, p. 143)。ついでわが国においては、団体交渉の権利性を究明して、団体交渉権を交渉そのものの時点においては事実行為であつて法律行為ではないとし、憲法二八条からして免責の権利および使用者に対する要求の権利と解する考え方が有力である(宮島尚史、交渉権の権利性について「労働法二〇号九八頁参照。松岡三郎「労働法概論」一四〇頁参照)。団体交渉権は、請求権であることにはかわりがなく、この請求権は、使用者の応諾義

務に裏うちされている。そもそも団体交渉権は、社会権として私法と公法の相互浸透により公的権利性を付与されており、その社会権としての権利構造のなかに免責の権利なり要求の権利なりが権利として存在していると理解される。ここで団体交渉権を単純に表現するならば、団体交渉権は、協定を締結する資格を承認すると同時に、交渉を拒否することは権利侵害行為を招来するものであり、公的権利性を保有しながら労使の平和へ機能する社会法上の請求権といえるのであつて、明らかに具体性をもつた権利である。

二 判旨は、憲法で保障する団体交渉権を国家と国民との関係において把握することに終始してその理論を展開する。そして「国が勤労者の使用者に対する団体交渉の実を十全ならしめるため国政上積極的にその措置を講ずべき義務を負う」と述べるのであるが、判旨は、現在一般的に主張されている憲法規定の第三者効力(Drittelwirkung)をどのように理解しようとするのか、あるいはこれを全然無視しようとするのであろうか。すでに述べた団体交渉権の請求権としての権利性においても団体交渉権の権利内容から推論されることもにそれはまた憲法規定からいえることである。そこには第三者効力を肯定する基本的考え方が支配していることは見逃すべきでない。そもそも社会権としての団体交渉権は、常に使用者を対象としているもので、決して国家のみを対象とするものではなく、その基礎には、使用者に対するなんらかの権利に対する義務者としての使用者の位置の考え方が支配しているのである。つまり団体交渉権を保障する以上使用者に対してもなんらかの義務を認めるのでなければ

ば団体交渉権という権利は成立しない。団体交渉権を國家と國民との法律関係のみからみてゆくかぎり、団体交渉権の権利性は十分に理解できないであろう。

判旨は、労働組合法七条の検討に論旨を展開するのであるが、ここで団体交渉権の社会権としての権利性は、かなり見逃されているように思われる。つまり社会権という権利が先行してそこに不当労働行為制度が誕生したのではなく、國家と國民との法律関係において國は、國政上の義務から不当労働行為制度をそこに設けて、不当労働行為制度の限界内において使用者の義務が認められていると理解するものようである。判旨の理解からすれば、労働組法七条二号の不当労働行為は、団交権という社会権の侵害とみられないようである。社会法上の権利すなわち社会権は、決して國政上のものとしてとらえられるべきではなく、独立した労使関係上の権利であり、ここにアメリカの団体交渉の権利とわが國の団体交渉の権利との根本的相違があるというべきである。憲法による労働三権の保障は、ともあれ國家権力による侵害や干渉から労働三権を守るという従来の私的自治の原則から一歩前進し、生存権を背景としながら積極的に労働三権を保障しようとするところに生れてきたのであつて、その意味からすれば判旨の理解はかなり後退した考え方であるといえよう。判例には、「以上説明のとおり、債権者からの主文記載の交渉事項に関する団体交渉の申入につき、会社はこれを拒否するに足りる正当理由を具えるとの説明はないから、債権者は右事項に關し具体的団体交渉請求権を取得したといふべきである。」と

し、「債権者は右権利を侵害されたものであつて、このまま放置されるときは右交渉事項の性質上この請求権の実現を期待できず、ひいてはその基本的な使命である使用者との団体交渉をなしえず、労働組合としての重要な機能を失うものと推認されるから、即時右請求権実現の必要性ありといふべきである」(住友海上火災団交応諾事件、東京地裁、昭和四三年八月二十九日決定、労民集一九卷四号一〇八二頁)としてゐるものがある。団体交渉請求権を団体交渉事項と結合しながら、その被保全権利および仮処分の必要性とを認める右の判旨は、全面的に賛成である。しかし本件の判旨は、右東京地裁の決定で考察されている論理にも到達せず、その前段階において被保全権利の有無を否定しているので、なんとしても肯定できない。東京地裁の論理でゆくならば、団体交渉の請求権は、その団体交渉事項との関連からほとんど判旨と同様の結論になるのであつて、本件判旨が、組合からの主張において団体交渉事項を述べているにもかかわらず、これになんら言及していないのはどうしたことであろうか。

三 判旨は、不当労働行為制度のなかにおいて、憲法二八条の団体交渉権の保障が実現されうるとの印象を受けさせるのであるが、ここにはかなり手続上の欠陥が、不当労働行為制度一般にみられる不備と関連づけながら認識されうることを見逃してはいないだろうか。たとえば、労働組法七条二号事件といふのが早急に解決されてはいない。多くの労働委員会の実状をみると団交拒否事件は、労使につつて結果的にプラスになるのであるから短い日時の間に審査して

〔最高裁民訴事例研究 六八〕

しかるべきにもかかわらず、実状は労使関係を麻痺状態におきながら長い日時をかけて審査を行なっている。これでは到底団体交渉権の実現は不可能で、本件判旨の期待するようなことにはならない。そこで仮処分手続によつてもかく団体交渉の開始を意図するのは、労働組合として当然の姿であると同時に、そこには団体交渉に

より労使関係を円滑にし労使の秩序を確保しようとする法の要請がそのまま生きていくというべきであり、判旨は、このような法政策上の観点に立つても、一考すべきであつたらう。

（阿久沢 亀夫）

昭四三18 (最高民集二二巻
三〇七〇七頁)

錯誤または詐欺による取消の主張について擬制自由の成立が認められなかつた事例

売掛代金（本訴）損害賠償（反訴）請求事件（昭四三・三・二八第一小法廷）

X（原告・反诉被告・被控訴人・被上告人）は、自己所有の京都府与謝郡岩滝町字男山小字（滝ヶ谷）所在の松立木（但し下谷二八一番より同二八四番及び同二四四番の他人五名所有分を除く）について代金三六〇万円でY（被告・反訴原告・控訴人・上告人）に売却し、松立木を伐採したのにYは内金一七〇万円を支払つただけで残金の支払をしないとして、残代金一九〇万円及び約定期限後の損害金の支払いを請求した。これに対しYは右五名分を除外したことを争

判例研究

い更にXが売買に際し立木の石数が六〇〇〇石以上であると保証しながら実際は、(1)伐採当時原告が未だ買受けることのできなかつた松立木（下谷二四〇、二五五、二八七、二九二番）(2)既に他人が買受け、原告が買受けることのできなかつた松立木（下谷二四四番）(3)原告は買受けたが報告に伐採を許さなかつた松立木（下谷二七七、二七八、二七九、二八〇、二八六番）が存在したため伐採を断念した立木が相当ありYが現実に伐採できたのはわずかに二〇〇〇石足らずであつたから、Xの右「本訴」請求は不当である、と主張した。そして、一方では、Xの石数保証を理由に反訴を提起し、四〇〇〇石強の不足分に相当する代金のうち一九〇万円とその遅延利息を請求した。以上のYの主張事実に対し、Xはこれを全部否認した。

第一審裁判所は、(1)原告が本件松立木の見込石数を約六〇〇〇石と